

函館市子ども手当事務取扱要綱

(目的)

第1条 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号。以下「法」という。)に基づく子ども手当(以下「手当」という。)の支給に関する事務の取扱い手続については、法、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行令(平成22年政令第75号)、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則(平成22年厚生省令第51号。以下「規則」という。)および函館市子ども手当の支給に関する規則(平成22年函館市規則第42号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(備付帳簿等)

第2条 手当の支給に関して備える帳簿等は、次のとおりとする。

- (1) 子ども手当受給者台帳(様式第1号(子ども手当オンラインシステムをもって様式とする)。以下「受給者台帳」という。)
- (2) 子ども手当関係書類返戻・保留カード(様式第2号。以下「返戻・保留カード」という。)
- (3) 子ども手当受給資格調査員証交付簿(様式第3号。以下「調査員証交付簿」という。)

第3条 第2条第3号に基づく調査員証交付簿に記載された当該職員に対しては、子ども手当受給資格調査員証(様式第4号。以下「調査員証」という。)を発行し、当該職員は常に携帯するものとする。

(認定請求書の処理)

第4条 子ども手当認定請求書(様式第5号。以下「認定請求書」という。)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 認定請求書の記載およびその添付書類に不備がないかどうかを点検すること。
- (2) 認定請求書に補正できない程度の不備があるときは、次の処理を行うこと。
 - ア 認定請求書を保留するものについては、保留通知書(様式第6-1号)を作成し、請求者に送付すること。
 - イ 認定請求書を返戻するものについては、返戻通知書(様式第6-2号)を作成し、認定請求書を添えて返戻すること。

ウ アまたはイの処理を行った場合は，返戻・保留カードにその旨を記入すること。

2 認定請求書の記載事項について，次により審査するものとする。

(1) 認定請求書の記載事項を公簿および添付書類等によって確認すること。

(2) 特に必要があるときは，所要の調査を行うこと。

3 前項の規定によって審査した結果，支給資格があるものと確認したときは，支給額を決定するとともに次の処理をするものとする。

(1) 受給者台帳を作成すること。

(2) 子ども手当認定通知書（様式第7号）を作成し，受給者に送付すること。

(3) 住民基本台帳の所定欄に手当の支給開始年月を記載すること。

4 第2項の規定によって審査した結果，支給資格がないものと確認したときは，子ども手当認定請求却下通知書（様式第7号）を作成し，請求者に送付するものとする。

（額改定認定請求書の処理）

第5条 子ども手当額改定認定請求書（様式第8号。以下「額改定認定請求書」という。）の提出を受けたときは，前条第1項および第2項の規定の例により点検審査を行うものとする。

2 前項の規定によって審査した結果，支給額を改定すべきものと確認したときは，支給額を決定し，次の処理をするものとする。

(1) 受給者台帳に新たに支給対象となった子どもの氏名および改訂後の支給額を記入すること。

(2) 子ども手当額改定通知書（様式第9号。以下「額改定通知書」という。）を作成し，受給者に送付すること。

3 第1項の規定によって審査した結果，支給額を改定しないものと確認したときは，子ども手当改定請求却下通知書（様式第9号）を作成し，受給者に送付すること。

（額改定届の処理）

第6条 子ども手当額改定届（様式第8号。以下「額改定届」という。）の提出を受けたときは，前条第1項の規定の例により点検，審査を行うものとする。

2 前項の規定によって審査した結果，届出に係る事実があるものと確認したときは，次の処理をするものとする。

(1) 受給者台帳の子ども欄から改定の原因となる子どもを削除するとともに，改定後の支給額を記入すること。

(2) 額改定通知書を作成し，受給者に送付すること。

3 第1項の規定によって審査した結果，届出に係る事実がないものと確認したときは，受給者台帳の備考欄に額改定届を返付した旨を記入し，受給者に返付するものとする。

(職権に基づく額改定の処理)

第7条 額改定届の提出がない場合においても，公簿等によって支給額を減額すべきものと確認したときは，職権により支給額を改定するとともに，前条第2項に規定する手続をとるものとする。

(現況届の処理)

第8条 子ども手当現況届(様式第10号。以下「現況届」という。)の提出を受けたときは，第4条第1項および第2項の規定の例により点検，審査を行うものとする。

2 前項の規定によって審査した結果，引き続いて手当を支給すべきものと認めるときは，受給者台帳の現況届欄に所要事項を記入するものとする。

3 第1項の規定によって審査した結果，受給事由が消滅したものと認めるときは，次の処理をするものとする。

(1) 受給者台帳の支給事由消滅欄に所要事項を記入し，これを除いて別に保管すること。

(2) 子ども手当支給事由消滅通知書(様式第11号)を作成し，受給者に送付すること。

(3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること。

(住所，氏名変更届の処理)

第9条 住所，氏名変更届(様式第12号)の提出を受けたときは，記載事項を住民基本台帳によって確認のうえ，処理するものとする。

(受給事由消滅届の処理)

第10条 子ども手当受給事由消滅届(様式第13号。以下「受給事由消滅届」という。)の提出を受けたときは，第8条第3項に規定する処理

をするものとする。

（職権に基づく消滅の手續）

第11条 受給事由消滅届の提出がない場合においても公簿等によって手当ての支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条に規定の例により処理するものとする。

（住民基本台帳法による届出の処理）

第12条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条または第24条の規定による届出があったとき（当該届出に係る書面に同法第29条の2の規定による付記がなされたときに限る。）は、第9条または第10条の規定の例により処理するものとする。

（支払の手續）

第13条 手当の支払を行う場合には、支払の内容を受給者に通知（様式第14号。以下「支払通知書」という。）するとともに、受給者台帳の支払記録欄に所要事項を記入するものとする。

（未支払請求書の処理）

第14条 未支払子ども手当請求書（様式第15号。以下「未支払請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 未支払請求書の記載事項について受給者台帳により審査すること。
- (2) 未支払の子ども手当を支給するものと決定したときは、その額を支払うとともに未支払子ども手当支給決定通知書（様式第15号）を作成し、請求者に送付すること。
- (3) 未支払の子ども手当を支給しないものと決定したときは、未支払子ども手当請求却下通知書（様式第16号）を作成し、請求者に送付すること。

（支払の一時差止めの手續）

第15条 法第10条の規定により手当の支払を一時差し止めるものと決定したときは、子ども手当支払差止通知書（様式第17号）を作成し、受給者に送付するものとするとともに、受給者台帳にその旨を記入するものとする。

（帳簿等の保存期間）

第16条 帳簿、請求書、届書等は、それぞれ完結の日の属する年度の翌年から次の期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 受給者台帳，認定請求書 | 5年 |
| (2) 額改定認定請求書，現況届，未支払請求書 | 3年 |
| (3) 前2号以外の届書等 | 1年 |
- (寄附の手続き)

第17条 法第23条の規定による寄附の申出を受けることが出来るものとし，次により処理するものとする。

- (1) 寄附の申出は，子ども手当にかかる寄附の申出書（様式第18号。以下「寄附申出書」という。）にて行うものとする。

なお，寄附の金額は，子ども一人に支給される金額の乗数をもって受けるものとする。

- (2) 寄附の申出は，支払月ごととし，各支払月の事務手続終了日までを申請期限とすること。

- (3) 寄附は寄附申出書の提出された日以後に支払われるべき子ども手当を対象とすること。

- (4) 寄附の受領は，寄附申請書に記載された寄附の金額相当額を，市長が請求者に替わって受領するものとする。

2 寄附が行われた場合，市長は子ども手当にかかる寄附受領証明書（様式第19号。以下「寄附受領証明書」という。）を請求者に送付するものとする。

3 請求者から，寄附の内容の変更または寄附の撤回にかかる申出があった場合，第17条第1項第2号の規定による申請期限の前である時，子ども手当寄附変更・寄附撤回申出書（様式第20号。以下「寄附変更・寄附撤回申出書」という。）を受領し，寄附変更・寄附撤回申出書の提出された日以後に支払われるべき子ども手当から対象とする。

4 支給事由の消滅等により子ども手当の支払が行われない場合や手当額の減額により寄附申出書の額に達しない場合は，当該寄附の申出にかかる寄附の受領は行わないものとする。

附 則

- 1 この要綱は，平成22年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にある函館市児童手当事務取扱要綱に定められた申請等の用紙は，当分の間適宜修正のうえ使用することができる。